

就学援助制度のお知らせ（令和5年度）

大崎市では、お子様が小・中学校に通学する上で経済的な理由によりお困りの保護者に対して、学用品費、学校給食費などの経費の一部を援助しています。援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

令和4年度に就学援助を受けている方も、引き続き援助を希望する場合は申請が必要になります。

なお、令和5年3月に新入学用品費の入学前支給を申請している方も、新入学用品費以外の学校給食費などの援助を希望する場合は申請が必要になります。

就学援助の対象者

大崎市に住所を有し（※1）、小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方（2・3の方は世帯の収入や状況で認否を判定します。裏面の準要保護児童生徒認定標準額を参照ください）。

※1 東日本大震災の影響等により大崎市の小中学校に就学する児童生徒の保護者も含まれます。

- 1 現在生活保護を受けている方
- 2 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた方で援助が必要と認められる方。
 - ※下記のキ・クに該当する場合は申請時に【 】内の添付書類の提出が必要となります。
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 市民税の非課税又は減免
 - ウ 個人事業税の減免
 - エ 固定資産税の減免
 - オ 国民年金保険料の免除・納付猶予
 - カ 国民健康保険税の減免
 - キ 児童扶養手当の支給・・・【児童扶養手当証書の写し】
 - ク 宮城県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付け・・・【貸付通知の写し】
- 3 上記2のほか、1に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる方

援助の内容(支給費目)

支給費目	支給限度額(年額)等		備考
	小学校	中学校	
学用品費	11,630 円	22,730 円	7月・12月の2回に分けて支給
新入学用品費	54,060 円	63,000 円	入学予定者又は1年生のみ対象 (入学前に支給を受けた者は対象外)
通学用品費	2,270 円	2,270 円	1年生を除く学年が対象
校外活動費(遠足等)	1,600 円	2,310 円	経費の一部(交通費・見学料)
校外活動費(合宿)	3,690 円	6,210 円	
修学旅行費	22,690 円	60,910 円	一部対象外の経費あり
オンライン学習通信費	14,000 円	14,000 円	世帯単位で支給(年長者のみ対象)
学校給食費	実費(単価×給食日数)		7月・12月・3月に支給
通学費	実費(公共交通機関利用の遠距離通学対象児童生徒の定期券の全額)		該当児童生徒のみ
体育実技用具費	実費(体育の授業に必要な体育実技用具の購入費)		新たに購入が必要な場合のみ
医療費 (生活保護を受けている方のみ対象)	実費(学校病の治療費) ※医療費の支給を受けるには医療券が必要で、学校へ相談願います。		学校病(トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯及び寄生虫病)の治療のみ該当

※生活保護を受けている方は修学旅行費と医療費のみの支給となります。

※学用品費・通学用品費・オンライン学習通信費は認定期間での月割計算となります。また通学用品費、新入学用品費については4月1日認定者のみ支給となります。修学旅行費・校外活動費(遠足・合宿)は認定期間中に参加した行事のみ支給となります。

※支給時期は、7月下旬・12月中旬・3月中旬で予定しています。学校給食費は原則、教育委員会が学校給食会計へ直接納入いたします。また、学校徴収金に未納がある場合は全支給費目を学校口座へ入金し、学校を通じて保護者へ現金で支給する場合があります。

※支給限度額については変更になることがあります。

申請の手続き

- 1 援助を希望される場合は、通学する学校に申し出てください(学校毎の申請となりますので、小・中学校それぞれにお子様がいる場合はそれぞれ申請してください)。
- 2 申請書に必要事項を記入し、申請に必要な書類を添えて学校へ提出してください(生活保護受給者は申請不要)。

申請受付期間

令和5年4月10日（月）までに就学援助認定申請書及び添付書類を学校へ提出してください。

以降の申請も随時受付けておりますが、支給額が月割り額となる場合や支給対象とならない支給費目があります。

申請に必要な書類

- 1 就学援助認定申請書（様式第1号）
 - 2 就学援助費口座振込依頼書（様式第18号）
 - 3 通帳の写し ※ 前年度と変更がなくても確認のため必要となりますので提出をお願いします。
 - 4 委任状（様式第7号）
 - 5 1ページ目の就学援助の対象者2のキ・クに該当する場合、それぞれを証明する書類
 - 6 り災証明書（東日本大震災の影響等により大崎市の小中学校に就学する児童生徒の保護者の方で、就学援助制度を初めて申請する方）
- ※個人番号（マイナンバー）制度に伴い、申請書に12桁の個人番号を記入していただくことで収入状況を証明する書類などの添付書類を省略することができますが、令和5年1月1日に大崎市外の他市町村に住居登録があった場合は収入状況を証明する書類などの添付書類が必要となります。

申請上の注意事項 ※必ずお読みください。

- 1 申請書の家庭の状況は、申請日現在の同一世帯全員の状況を記入してください。また、保護者、家計を支えている方が、出稼ぎまたは単身赴任等により別居している場合も、同一の世帯とみなします。また、収入による認定判定の際も原則、同一世帯全員の収入により判定いたします。なお、生計を別に行っているという自己申告があっても同一世帯であれば全員の収入により判定いたします。
- 2 確定申告及び市・県民税申告が必要な方は、必ず令和5年3月15日までに申告を済ませてください。申告しない場合、収入状況が確認できないため認定できません。また収入がない場合も申告が必要となります（ただし、税法上の扶養に入っている場合には申告の必要はありません）。

受給者の認定

保護者の申請に基づき、教育委員会において認定審査を行い、7月中旬に学校を通じて認否の結果をお知らせします（当初申請以外の方は原則申請月の翌月に認否の結果をお知らせします）。認定審査は、令和4年中の世帯全員の収入・所得（注）や現在の状況で総合的に判断しますが、収入・所得が認定標準額（下表）以下であることが判定の目安となります。認定期間は年度単位になりますので、前年度援助を受けられていても、収入・所得や世帯の状況等の理由により認定されない場合があります。

準要保護児童生徒認定標準額（年額）

※下記の額は令和4年度の数字となり、令和5年度は変更になる場合があります。

単位：円

	収入 (給与の方) ② (①×倍率)	所得 (給与以外の方) ③ (②×0.65)	算出の基礎				
			大崎市保護基準 ①(算定資料×12)	算出の基礎となる世帯の構成員			倍率
2人世帯	2,045,000	1,329,000	1,573,656	母 20-40歳	子 12-19歳		1.3
3人世帯	2,658,000	1,727,000	2,044,728	父 20-40歳 母 20-40歳	子 12-19歳		1.3
4人世帯	3,244,000	2,108,000	2,496,084	父 20-40歳 母 20-40歳	子 12-19歳 子 6-11歳		1.3
5人世帯	3,468,000	2,254,000	2,774,556	父 20-40歳 母 20-40歳	子 12-19歳 子 6-11歳	子 3-5歳	1.25
6人世帯	4,006,000	2,603,000	3,205,272	父 20-40歳 母 20-40歳	子 12-19歳 子 6-11歳	子 6-11歳 子 3-5歳	1.25
7人以上 (1人増毎に加算)	348,000	226,000	278,472				1.25

注 収入・所得は、給与収入（パート収入含む）・事業所得及び恩給、年金、雇用保険その他公の給付並びに資産からの便益または贈与等の金銭換算分を含みます。給与以外の所得がある世帯については、所得（給与所得を含む）で判断します。

詳しい内容については、各学校または教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

担当：大崎市教育委員会 学校教育課学事担当

電話 0229-72-5033（内線325）